

議 案 第 9 1 号

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

少年センターの所掌事務が、教育委員会事務局から市長事務局に移管されることに伴い、少年センターの位置等の規定を整備するため。

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例

松戸市少年センター設置条例（昭和42年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者」の次に「をいう。」を加え、「ならびに」を「及び」に改める。

第2条の表中「松戸市根本356番地」を「松戸市竹ヶ花74番地の3」に改める。

第4条中「について」を「に関し」に、「教育委員会が」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。